

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染[※]や接触感染[※]を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国が示す「基本的対処方針」や県との連携、実際の流行状況、社会・経済の状況等を総合的に勘案し、状況に応じた最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

《市行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、5段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、行動計画に定める対策のうちから、国及び県の基本的対処方針に従い、行動を決定する。

- ・発生段階：①未発生期、②海外発生期、③発生早期（国内・県内・市内）、④市内・県内感染期
⑤小康期

基本方針2 地域社会全体が一丸となって対策に取り組む

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの市民が罹患するものと想定され、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等対策の直接の実施主体である市や医療機関、事業者、市民など、地域社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《市行動計画における対応》

地域社会を構成する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけや要請の内容を具体的に示した。

基本方針3 複数の対策をバランス良く実施する

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に適確に対応するには、多面的に対策を推進することが重要であることから、地域社会の実情に応じた様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせて実施する。

《市行動計画における対応》

主要4項目（①実施体制、②情報収集及び情報提供・共有、③予防・まん延防止、④市民生活及び地域経済の安定の確保）における具体的な行動を示した。